

福岡地方裁判所委員会（第26回）議事概要

1 開催日時

平成22年12月7日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）

山口幸雄委員長、藤井亮子副委員長、井上裕之委員、上野茂伸委員、瓦林達比古委員、岸秀光委員、佐木隆三委員、作間功委員、新開玉子委員、谷口真紀委員、中芝督人委員、永田史朗委員、林優委員、松下潔委員（委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

河副晋一事務局長、森中信三民事首席書記官、熊谷敏之刑事首席書記官
(庶務：福岡地方裁判所事務局総務課)

黒岩康彦総務課長

4 議事（□：委員長、△：副委員長、○：学識経験者委員、◎：法曹委員、◇：裁判所）

（1）利用者アンケートの結果について

（総務課長からアンケート結果について、事務局長から裁判所における接遇研修等の実施状況について説明）

○ 接遇研修は全国的に実施しているのか。

◇ 各庁の実情に応じて実施している。

○ 来庁者アンケートの結果は概ね良好であったということであるが、更に、
いただいた意見をもとに、早速、改善に取り組まれていることに感心した。

○ 総合案内の職員はどのような形態で業務に就いているのか。

◇ 守衛がローテーションで業務に就いている。本館正面ロビーの総合案内は、

昼休みも含めて常駐している。

- (法曹委員に対して) 裁判所の接遇は以前に比べてどうか。
- 以前に比べると、かなり柔らかくなったと思う。

(2) 裁判員裁判の実施状況について

(刑事首席書記官及び松下潔委員から裁判員裁判の実施状況等について説明)

- 長期間の公判日程の裁判員経験者の感想はどうか。
- 土日を2回挟んだ日程の裁判員裁判があったが、裁判員からは「土日を挟んだので、ゆっくり考える時間があった。」との感想が聞かれた。
- 報道機関は、当初、裁判員の負担への配慮が必要だと言っていたが、裁判員裁判が定着してきた今日では、もう少し負担をかけても良いのではないかと思っている。

(岸秀光委員から検察庁における裁判員裁判への取組状況について説明)

- 証拠の圧縮とはどういった意味か。
- 例えば、事件現場が複数ある場合、現場ごとに多くの証拠を提出していたが、裁判員裁判では争点に関連するものに証拠を絞り込んで提出しているということである。
- 証拠を絞ると、判断するための資料が少なくなり、裁判員はかえって不安になるのではないか。
- 多くの裁判員は、最初、何を質問すればよいのかわからないと言われている。不要なものを省き、必要なものに絞ることで、裁判員にとってもわかりやすいものとなると思う。

- 以前の刑事裁判は書面のやりとりばかりだったが、裁判員裁判では原則として調書等を読み上げるようになるなど、わかりやすくなつた。また、事実を判断するということでは、裁判官も裁判員も変わらないと思う。

(林優委員から弁護士会における裁判員裁判への取組状況についての説明)

- △ 裁判員裁判が導入されて裁判がわかりやすくなつたのは良かったと思うし、裁判員の感想も概ね好評とのことであるが、裁判員の中には、ついていけないという方もいるのではないか。
- 檢察官や弁護人が「わかりやすさ」に配慮されていることもあるが、裁判員の方々は、審理の内容をよく理解されており、評議等においても発言されない方はいない。
- 報道機関としては、裁判員に予断を与えないよう留意していたが、裁判員は法廷で提出された証拠のみで判断されていることがわかつてきた。
- 私がプレゼンを行う場合、専門家用と素人用とでは区別して資料を作成している。素人は全く異なる視点で見ていることを考えるべきである。プレゼンの上手・下手によって影響があることも危惧される。
- 私もついていけない裁判員がいるのではないかと思う。また、周りの人にも流される人もいるのではないかと思う。自分も地裁委員に選任されたときは、ついていけるか不安であった。先日、NHKで裁判員のドラマがあったが、私も悩むと思う。
- 裁判員は被告人の人生に関わるという意識がとても高い。ただ、裁判員が悩んでいることはわかるので、評議では、まず用語の説明から行うようにしている。重要なことは、裁判官・検察官・弁護人のそれぞれがわかりやすく説明することである。
- 裁判員裁判では、審理の途中に休憩を多くとっている。休憩の間に裁判官

が裁判員の疑問に答えているのではないか。

- △ これから裁判員になる方にとっては、裁判に関する知識が必要だと思う。
- ◇ 裁判員制度施行前に比べると、裁判所見学者等はかなり増えている。
- △ 法教育の実情はどうか。
- 弁護士会では、委員会を設置した上、小中学校に出向いて講義をしている。

また、学校の授業でも、社会生活で生じる問題をもとに討議をさせるなどしているようである。

- 学校でどのような法教育が行われているのか情報収集してみてはどうか。
- ◇ 次回の委員会までに調査することとしたい。

(3) 次回委員会（第27回）の予定

ア 日時

平成23年2月22日（火）午後1時30分

イ テーマ

- (ア) 「裁判員経験者の意見交換会」の結果について
- (イ) 民事訴訟の審理に関する新福岡方式について
- (ウ) 消費生活センターの業務について
- (エ) 裁判所と消費生活センターとの連携について